

宮城県アレルギー疾患対策推進計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

■計画策定の趣旨

「アレルギー疾患対策基本法（以下「法」という。）」や「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本県におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

■基本的事項

○計画の位置づけ

法第13条の規定に基づく都道府県計画

○対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他政令で定めるもの

○計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行う。

■計画の基本方針

アレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの柱に整理し、総合的に推進することにより、県民の健康の維持増進と、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

第2章 アレルギー疾患の現状と課題

- アレルギー疾患の特徴
- アレルギー疾患患者の現状

■アレルギー疾患の発症・重症化の予防

○アレルギー疾患に関する情報の提供

- ・慢性の疾患であり、長期にわたって適切な自己管理が必要
- ・アナフィラキシー等、突然症状が増悪することもある。
- ・正しい情報の不足から、適切な治療を受けられない

○生活環境におけるアレルゲン曝露の軽減・回避と発症予防

- ・疾患の増悪因子が、日常の生活環境中に幅広く存在

■適切な医療を受けられる体制の確保

○医療提供体制の整備

- ・患者の居住地に関わらず、症状に応じた適切な医療の提供が必要
- 専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成
- ・医療従事者全体の知識や技能の向上を図る必要性

○医療機関等に関する情報の提供

- ・病状にあった診断や治療継続のための、専門医の情報を容易に入手できる環境が不十分

■患者家族の生活の質の維持向上

○アレルギー疾患患者の支援に関わる連携協力体制の確保

- ・疾患への理解と、急変時の適切な対応が重要

○アレルギー疾患患者を支援する人材の育成

- ・生活の質の維持向上のためには、学校・施設等において周囲の理解と支援が不可欠

○災害に備えた体制の整備

- ・避難生活による生活環境の変化により、自己管理が困難

第4章 施策の推進体制等について

- 計画の推進体制
- 関係機関等との連携や協力

- ・宮城県アレルギー疾患医療連絡協議会を中心として、庁内関係部局と連携
- ・効果的な施策推進のために、市町村、関係機関・団体との協働を図る

第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策

施策の柱Ⅰ アレルギー疾患の発症・重症化の予防

○アレルギー疾患に関する情報の提供

- ・アレルギー疾患の知識の普及・治療薬やステロイド治療の副作用などの正しい理解
- ・乳幼児への正しいスキンケアや食物摂取の普及・講習や健康相談の開催

○生活環境におけるアレルゲン曝露の軽減・回避と発症予防

- ・大気環境における対策と情報共有・スギ花粉等の抑制及び防御対策
- ・食品表示や食品安全に関する情報提供
- ・安全な給食の提供のための給食施設指導の実施・たばこ対策、受動喫煙防止対策
- ・ハウスダスト等の室内環境等における対策

施策の柱Ⅱ 適切な医療を受けられる体制の確保

○医療提供体制の整備

- ・アレルギー疾患医療拠点病院の指定・アレルギー疾患医療における連携の構築

○専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成

- ・かかりつけ医やアレルギー疾患に携わる医療従事者等の資質向上
- ・地域におけるアレルギー疾患医療の均てん化

○医療機関等に関する情報の提供

- ・HPや関係団体を通じたアレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供

施策の柱Ⅲ 患者・家族の生活の質の維持向上

○アレルギー疾患患者の支援に関わる連携協力体制の確保

- ・適切なガイドライン、マニュアルの周知
- ・平常時からの医療機関、消防機関との連携協力体制の確保支援

○アレルギー疾患患者を支援する人材の育成

- ・患者や家族を支援する専門職を対象とした研修の機会の確保
- ・保育所や幼稚園、学校、福祉施設等の職員を対象とした研修の機会の確保
- ・相談体制の整備

○災害に備えた体制の整備

- ・患者や家族、関係者に対しての平時からの備えの啓発
- ・災害時の避難所対応に係る市町村支援、アレルギー疾患医療拠点病院との連携